

旭川市民生委員・児童委員候補者の推薦等事務の取扱いについて

- 1 旭川市民生委員法施行細則に基づき、民生委員・児童委員（主任児童委員を含む。以下「民生委員等」という。）候補者の推薦及び旭川市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）の運営等に関し必要な事項を定める。
- 2 民生委員等候補者の推薦について
候補者の推薦は、平成25年5月7日に推薦会で決議された「旭川市民生委員・児童委員候補者推薦要領」及び「旭川市主任児童委員候補者推薦要領」に基づくものとする。
- 3 民生委員等候補者の内申について
民生委員等に欠員が生じた場合は、当該地区民生児童委員協議会の会長が中心になって地域の市民委員会等と協議のうえ後任候補者を選出し、推薦会に民生委員・児童委員推薦調書（様式第1号）及び承諾書（様式第2号）を提出するものとする。また、地域の実情により、原則の年齢要件を満たさない者を内申する場合には、これに加えて理由書（様式第1号別紙）を提出するものとする。
ただし、3年に一度の任期満了に伴う一斉改選において、現に民生委員等の職にある者を推薦する場合においては、民生委員・児童委員推薦調書（様式第1号）に代えて再任民生委員・児童委員候補者連名簿（様式第3号）を提出するものとする。
また、一斉改選における候補者の選出について必要な事項は、別に推薦会が定めるところによるものとする。
- 4 民生委員等の辞任について
民生委員等が死亡以外の理由により任期の途中で辞任しようとする場合は、辞任届（様式第4号）を旭川市長に提出するものとする。
- 5 推薦会の運営について
推薦会の委員長は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。
- 6 推薦会の庶務について
推薦会の庶務は、旭川市福祉保険部福祉保険課において処理する。
- 7 その他
この取扱いに定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要な事項は、委員長が推薦会に諮って別に定める。